

第 117 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 16 日（金）
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 兵庫県民会館 303 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 北川 博巳
委員 片山 朋子
委員 住友 聡一
- 4 審議案件
第 1 号議案 赤穂市における（仮称）スーパーセンタートライアル赤穂細野店の新設に係る県の意見について（法第 8 条第 4 項）
第 2 号議案 三木市における（仮称）ドラッグコスモス三木加佐店の新築に係る知事の意見について（条例第 4 条第 2 項）
第 3 号議案 姫路市における（仮称）マルアイ新広畑店の新築に係る知事の意見について（条例第 4 条第 2 項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案 1 : (仮称) スーパーセンタートライアル赤穂細野店

審 議 の 概 要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）や、条例審議時の指摘事項等について説明した後、審議を行った。

委員： まず、騒音の総合的な予測・評価だが、届出書や議案書から、環境基準を下回ることを確認した。このため、支障なし。

次に、発生する騒音ごとの予測・評価だが、届出書や議案書から、地点a、b、c、d、fで超過している。まず、地点cについては、千種川沿いであるので支障なし。その他の地点については、住宅の壁面位置では規制基準を下回っているため、支障なし。

最後に、赤穂市からの意見で「騒音規制基準については、騒音規制法及び県条例において、(中略) 騒音関係で周辺住民から苦情が出て、規制基準を上回るようなことがあれば、対策を行われたい。」とあり、その回答が「店舗の开店後において、万一、騒音に係る苦情を頂き、また現に規制基準を上回る場合は、適切な対策を講じます。」とあるが、規制基準を上回る場合に限らず、周辺住民から苦情があった場合には、真摯に対応されたい。

委員： 条例時からの留意事項で「开店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関や関係者等と協議の上、必要な対策を講じること。特に、市道中広木津線は幅員が狭く、複数の店舗も近接していることから、事故の発生や渋滞が懸念されるため、必要に応じて対策を講じること。」とあったが、その後、関係機関との協

議について進展はあるか。

関係人： 条例審議後、再度赤穂市、県警及び地元とそれぞれ協議を行った。協議では、地元から市道中広木津線の拡幅や、計画地以南のような歩道の整備及び電柱の移設を要望され赤穂市と協議を行ったが、赤穂市からは対応は難しいと聞いている。しかし、開店後の状況を注視して、問題が生じた場合には、赤穂市や県警と再度協議を行うこととしている。

委員： 開店後の状況を注視されたい。

委員： 南から2本目の車路の中央部分は、来退店車両で交錯する可能性がある。現在の東西方向の車路は相互通行だが、西進のみの一方通行とできないか。また、交通誘導員を配置できないか。

関係人： まずは、開店時に当該交差部分に交通誘導員を配置して、状況を確認する。東向き的一方通行であれば検討可能であるので、見直す必要があれば検討する。

委員： 先の発言のとおり、市道中広木津線及び駐車場内の車路については、開店後の状況を注視し、必要に応じて対策を検討されたい。

(各委員に諮った上で) 原案どおり県の意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。

3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関や関係者等と協議の上、必要な対策を講じること。

特に、市道中広木津線は幅員が狭く、複数の店舗も近接していることから、事故の発生や渋滞が懸念されるため、必要に応じて対策を講じること。

4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。

5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2：(仮称)ドラッグコスモス三木加佐店

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員： 壁面緑化は維持費がかかると聞いているので、駐車場緑化を行う方が、長い目で見ると費用が抑えられ、環境にも配慮できるのではないか。

委員： 緑化についてはよく検討し、また留意事項にもあるように、計画された緑化部分について、適切な維持管理に努められたい。

委員： 通学路の協議状況について、再度説明されたい。また、バスの運行状況はいかがか。

事務局： 通学路については、繁忙時に交通誘導員を配置することと、通学路注意の看板を設置することで、教育委員会とは協議が整っていると聞いている。次に、バスの運行状況だが、運行本数はだいたい2、3便／時間で、多くても4便／時間である。また、当該のバス停を通過する1便辺りの乗客は、路線全体でも3.57人で、加西署が移転した以降、計画地前のバス停で乗降する人はほとんどいない。

委員： 搬出入車両と登下校時間の関係はどうか。

関係人： センター便により、原則は営業開始前の9時頃に搬出入を行い、積み残しがあつた場合のみ営業時間中に搬出入を行う予定であるので、登下校時間には概ね搬出入を行わない計画である。また、出入口前は通学路ではあるが、最近では別の通学路を利用しているようである。開店当初には下校時間にも交通誘導員を配置して状況を確認し、必要に応

じて対策を検討する。

委員： 自転車での来店は、少ないのか。北と南の道路近くに駐輪場を計画しているが、特に北側の駐輪場は店舗出入口から遠く、利用されるのか。

関係人： 三木市内にはドラッグコスモスの既存店が2店舗あるが、自転車置場はほぼ使用されていない状況である。開店後に支障があるようであれば、店舗近くに移設するよう検討を行う。

委員： 三木市内の既存店周辺には坂が多く、本計画は平地にあるので、同様に考えるべきではない。また、北側には三木高等学校もあるので、駐輪場の需要は一定あるはずである。再検討されたい。

関係人： 再検討する。

委員： (各委員に諮った上で) 原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の

安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

（以降、(仮称) マルアイ新広畑店の敷地を「本施設」、里道を挟んで南側の(仮称) イトウゴフク広畑店の敷地を「南側施設」という。）

委員： 施工中の一般県道広畑青山線の供用が開始され、本施設の出入口が変更になった場合、変更届が必要になるのか。

事務局： 図面の位置と重ならない位置に変更になった場合、法律の変更届が必要となる。

委員： 現在の計画では、当該店舗開店の半年後には県道の供用が開始されるが、県道の供用が開始されると交通量は大きく変わる。今回の立地部会では、どこまで議論できるのか。

事務局： 今回の基本計画書に県道開通後の状況まで含めるつもりであったが、諸事情で間に合わなかった。このため、今回は県道供用開始前の状況で審議いただくこととなる。なお、議案書の「事業者の対応」にもあるように、県道供用開始後についても、引き続き関係各所と協議を行う予定である。

委員： 周辺の交通状況が変わった場合、大規模小売店舗立地法所管課としては、何らかの対応ができるのか。

事務局： 大規模小売店舗立地法に係る事項があった場合には対応可能である。引き続き、安全な計画になるよう、関係各所と協議を行う。

委員： 本施設の南に里道があり、南側施設との往来で里道を横切るとのこと

だが、安全対策について再度説明されたい。

事務局： 里道には一定の通行があるので、止マレの路面標示、バンプ及び歩行者注意喚起の看板を設置し、里道の安全な通行に配慮する。

委員： 今回の審議範囲に、来退店経路で利用する南側施設は含まれているのか。

事務局： 来退店経路で使用する部分については、審議範囲に含まれる。しかし、南側施設は条例審議がないので、任意ではあるが審議していただけるように必要となる情報を記載し、体裁を整えている。

委員： 南側施設の出入口②は、県道開通後には交差点から近すぎるのではないのか。

事務局： 現状は交差点の側端から9.5メートル程度あり、駐車場法の基準である5メートル以上を確保している。開通後にも概ね同様の計画である。

委員： 県道の開通後には、駐車場のレイアウトは変更になるのか。

事務局： 大きくは変わらないと思うが、現状は決まっていない。

委員： 本施設のA棟敷地は地上緑化、グラスパーキング及び屋上緑化が、B棟敷地は地上緑化及び壁面緑化が計画されており、棟により異なっている。原則は敷地緑化であるが、どのような理由で緑化の種類を振り分けているのか。

事務局： 事業者や設計者の計画によるため、詳細まで把握できていない。しかし、過去のご指摘もあるため、なるべく敷地緑化で計画するよう、指導・助言はしている。

委員： 兵庫県として、緑化の方針を持たれたい。

事務局： 緑化に関する条例の所管課に伝える。

委員： 本施設の出入口①は、当該部分の県道施工中には封鎖するのか。

事務局： 関係各所と協議し、出入口の位置を調整しつつ施工する。

委員： 利用者の安全に配慮して、施工されたい。

委員： 県道の開通後には、本施設の出入口①は別の場所に移設されるのか。

事務局： 現状は計画が未定である。

委員： 南側施設の出入口②付近に、本施設があることを示す看板は設置するのか。

関係人： 本施設と南側施設を往来するため、看板を設置する方向で検討中である。

委員： 相互に来退店経路で利用することから、看板を設置されたい。

委員： 計画は別だが、本施設と南側施設は実体的に一体で運用されるので、「本施設と南側施設との相互利用について、安全かつ円滑な交通等に十分配慮する」という趣旨の留意事項を追記されたい。また、部会の答申としては、「一般県道広畑青山線の開通後の周辺の交通量及び土地利用の変化並びに敷地の出入口の変更など、本施設への影響が想定されるが、知事の意見については提出された基本計画書に基づき判断している。」という条件下で判断している旨を追記されたい。

事務局： 検討し、部会長と相談させていただく。

委員： （各委員に諮った上で）まず、部会の答申については、一定の条件下で判断している旨を追記されたい。また、条例第4条第2項の規定による知事の意見については、原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項については、相互利用に係る内容の追記を検討されたい。修正結果については、別途確認する。

【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 本施設と南側施設との相互利用について、安全かつ円滑な交通等に十分配慮すること。
- 6 建築物及び屋外広告物は、周辺地域の景観に配慮した外観及び形態にすること。
- 7 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

なお、一般県道広畑青山線の開通後の周辺の交通量及び土地利用の変化並びに敷地の出入口の変更など、本施設への影響が想定されるが、知事の意見については提出された基本計画書に基づき判断している。

※下線部は修正事項